

一般事業主行動計画の公表について

株式会社桜交通は「次世代育成支援対策推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を公表します。

## 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること  
によって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計  
画を策定する。

1. 計画期間                      令和7年4月1日 ~ 令和12年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性従業員・・・計画期間に1名以上の取得

女性従業員・・・取得率100%

<対策>

- 令和7年4月～ 育児・介護休業法 令和7年4月、10月からの施行内容に伴う就業規則の見直し
- 令和7年10月～ 育児等に関する諸制度、相談窓口についてのパンフ作成、従業員への周知・啓発
- 令和10年4月～ 利用状況等の現状を分析し、従業員へ再度周知・啓発
- 令和11年4月～ 利用状況等の現状を分析し、利用促進策の検討と整備

### 次世代育成支援対策推進法とは

2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

次世代育成支援対策推進法は、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし計画的に取り組んでいくための法律です。